

先進各国の医療保障制度における医薬品の価格設定の現状

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
公的価格規制の有無、及び規制がある場合の内容	価格規制無し(自由価格)	<ul style="list-style-type: none"> ◆原則として直接の価格規制は無し ◆個々の企業毎に許容される利益率の上限規制があり、その範囲内で企業が価格を自由設定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆特許期間内の新薬については、原則として価格規制無し(自由価格) ◆特許が満了して後発品が出れば、参照価格(償還限度額)が設定されるが、販売価格は企業の自由設定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆原則として全て公定。 新薬の一部にのみ企業からの届出価格が認められる ◆既存薬の一部に参照価格(償還限度額)を設定
新薬の価格設定	以下の要因に基づいて企業が自由設定 ①類似薬・類似療法の価格・費用 ②類似薬・類似療法との有用性・経済性比較 ③新薬自体の原価・研究開発費等に基づく採算性	許容利益率の範囲内で、以下の要因に基づいて企業が自由設定 ①類似薬・類似療法の価格・費用 ②類似薬・類似療法との有用性・経済性比較 ③新薬自体の原価・研究開発費等に基づく採算性	以下の要因に基づいて企業が自由設定 ①類似薬・類似療法の価格・費用 ②類似薬・類似療法との有用性・経済性比較 ③新薬自体の原価・研究開発費等に基づく採算性	◆革新的と認められた新薬については、企業から価格を届出(薬価届出制) ◆それ以外の新薬については、類似薬の薬価、新薬の原価、販売予測、医療上の有用性、外国価格等に基づき、政府の委員会と企業が交渉して決定
既存薬の価格見直し	企業が任意に改定	<ul style="list-style-type: none"> ◆許容利益率の範囲内で企業が任意に改定 ◆原則5年毎に薬価見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ◆販売価格は企業が任意に改定 ◆参照価格(償還限度額)は、グループ内の品目の販売価格に基づいて年1回見直し 	新薬は、発売5年後に必要に応じて薬価見直し